



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

2011年4月2日

「LT会」会報第11-05号（総82号）

### 全国総工会（労働組合）が労務派遣に関する法改正を提言

上海良図商務諮詢有限公司

2008年1月に「労働契約法」が施行されてから3年が経過し、初めての改正が実施される可能性がある。

2月28日付経済観察報は、「全国総工会が『国内労務派遣についての調査報告』を全国人民代表大会法律委員会に提出し、「労働契約法」の「労務派遣」に関する条項の修正を提言した。」と報じた。

同記事によれば、全国の派遣労働者の総数は6,000万人を超えており、人力資源社会保障部（以下「人保部」という。）が公表する2,700万人を大きく上回る。派遣労働の利用者は、公有制企業、政府係機関・事業単位に集中しており、特に「一部の中央政府系企業では、派遣労働者が従業員全体の3分の2を超える。」という。

全国人民代表大会法律委員会は、すでに人保部及び全国総工会と数回話し合いを行った。ただし、具体的な工程表はまだ示されていない。

2008年1月の「労働契約法」施行は、労資関係の空前の緊張をもたらした。当時、雇用企業の多くが不法にリストラを行い、社員の労働契約を一旦解除し、労務派遣会社と労働契約を結ぶことを要求したうえで、元の職場に戻して働かせた。労務派遣企業に派遣された元社員の賃金、社会保険等の権益は全く保障されなかった。

このため、2008年10月、全国人民代表大会常務委員会（以下「人大常委」という。）は山東、福建、陝西、広東、遼寧、江蘇の6省に乗り込んで、労働雇用に関する法律の執行状況を検査した。その結果、多くの公有制企業、政府系機関・事業単位において、一部の業績良好な中央企業や有名大学でさえ、大量な労務派遣者を抱えていることが判明した。

同検査の終了後、人大常委の法律執行検査グループは、「労務派遣条例」を速やかに制定するように提言した。これを受けて、人保部は「労働契約法」の不足部分を補うために、2009年前半から「労務派遣条例」制定に着手した。

しかしながら、各方面から意見を求め、草案の修正を重ねる段階で、大型国有企業を含む多くの利益集団の圧力により、去年年末までにほぼ潰されてしまったようであり、草案の内容はまだ明らかにされていない。

労務派遣を利用する企業から反対意見が出されただけでなく、労務派遣に関係する巨大な利益集団の存在が阻害要因となっている。労務派遣企業の多くは、地方労働部門で働く役人の家族や友人により経営されている。つまり、地方労働部門は労務派遣行政の審判員でありながら、プレーヤーも兼ねているのである。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

全国総工会の「国内労務派遣についての調査報告」によれば、全国の派遣労働者の総数は 6,000 万人を超え、人保部の公表値 (2,700 万人) を大きく上回っている。労務派遣がこのように「不正常的な繁栄」を呈している原因の一つとして、「労働契約法」の労務派遣に対する規制があまりにも原則的であり過ぎる点が指摘される。

「労働契約法」制定の主旨は、労務派遣企業への参入のハードルを大幅に高め、派遣労働者のポジションを制限することにより、労務派遣企業を規範化し、雇用企業が派遣労働者を雇用する総数を抑制することにある。そして、労務派遣企業と雇用企業による違反すれすれの行為を防ぐことにより、最終には「同一労働、同一報酬」の実現を目指している。

ところが実際には、雇用企業は労働者と雇用契約を結ばず、代わりに労務派遣会社が雇用契約を結ぶというやり方が常態化している。このため、派遣労働者は、「雇用企業、派遣企業のどちらも管理しない。」という状況に陥り、とりわけ農民工、レイオフ労働者、都市部の失業者、大学・高校・専門学校の卒業生等の弱者が最大の被害を被っている。

派遣労働者と直接契約しないことで、多くの雇用企業が「労働契約法」の適用を逃れている。派遣労働者の賃金や手当をピンハネするだけでなく、一部の企業は派遣労働者を随時リストラや人員整理の対象としている。派遣労働者の企業への貢献は完全に黙殺され、彼らの勤続年数は永遠に零にリセットされ続けるのである。

全国総工会は、労務派遣の濫用は、石油、化学工業、電信、金融、銀行、航空、鉄路等の業種において最も深刻であり、一部中央企業では労働派遣者が 3 分の 2 を超えていると指摘する。また、国有資産管理委員会（以下「国資委」という。）の統計データは、2005 年から 2010 年の第 11 次 5 ヶ年計画期間中に、中央企業の資産総額は 10.5 億元から 24.3 億元となり、年平均で 18.2% 増加し、純利益は 4,642.7 億元から 8,489.8 億元となり、年平均で 12.8% 増加したことを示している。

清華大学の労働契約法の専門家は、「国資委のデータからは『中央企業が高い利益を挙げ鼻息が荒い』との印象を受けるが、一部中央企業の巨額の利益が従業員全体の 3 分の 2 以上を占める派遣労働者の権益を侵害することによりもたらされている点を見逃してはならない。大型独占国有企業が派遣労働者の低廉な労働力を利用して高額利益を獲得する一方で、農民工やレイオフ労働者等の底辺にいる庶民が搾取され困窮に陥れば、貧富の格差がますます拡大し、社会発展に重大な悪影響を及ぼす潜在的なリスク要因となるだろう。」と指摘する。

全国総工会の報告を受け、全国人民代表大会法律委員会は、すでに人保部及び全国総工会と「労働契約法」改正に関する話し合いを数回行った。ただし、今のところ、具体的な工程表はまだ示されていない。

(出所：経済観察報の抜粋)

以上